

雫石町行政改革大綱

(第4次改訂)

～信頼で築く住民主役のまちづくりの推進～

平成29年3月

雫石町

目 次

1. これまでの取り組み経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 町を取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. さらなる行政改革の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 行政改革大綱の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 行政改革大綱における基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6. 行政改革基本方針の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
7. 行政改革推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1. これまでの取り組み経過

本町では、昭和 60 年、平成 8 年の 2 度にわたり行政改革大綱を策定し、行政内部のスリム化・効率化を目指し、行政改革の推進に努めてきました。

また、平成 15 年 2 月には現在の基礎となる新たな行政改革大綱を策定し、持続可能な住民自治のまちを目指し、「官治から共治へ」をテーマとして取り組みを開始し、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 カ年の行政改革大綱と実施計画を「集中改革プラン」として公表し、それまでの基本理念を踏襲しながら、平成 18 年度、平成 22 年度と大綱の改訂を行い、組織機構の効率化や事務事業の簡素化・効率化、財政の健全化を推進するとともに、職員の資質向上、意識改革に取り組み、行政サービスの向上に努め、「共治社会」を推進してきました。

さらに平成 25 年度には、「信頼で築く住民主役のまちづくりの推進」をテーマとして行政改革大綱を改訂（第 3 次改訂）し、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 ヶ年の実施計画を策定しましたが、平成 25 年 8 月の大雨洪水災害の復旧、町人口ビジョン及び総合戦略、町総合計画後期基本計画の策定業務など、優先的な取り組みが必要とされる業務が重なったことなどから、計画期間を 1 年延長し、平成 28 年度完了を目指して取り組みを進めてきました。

雫石町行政改革の経緯					
S60～S62	H8～H14		H15～H28		
第 1 期 行政改革大綱	第 2 期行政改革大綱		第 3 期行政改革大綱		
			H15～H17	H18～H21 第 1 次改訂	H22～H24 第 2 次改訂
	H11 大綱見直し	H17～集中改革プラン			

2. 町を取り巻く環境の変化

国では、地方との役割分担を明確化し、それに伴い、地方公共団体では行財政改革の推進により地方分権改革推進のための体制整備を図ることとなりました。一方で、近年の総人口推移及び将来人口推計から、本町の人口は今後も確実に減少していくことは避けられない状況です。

こうした状況の中、平成 26 年 11 月には「まち・ひと・しごと創生法」^{※1}が制定され、本町でも、人口減少を克服し、地域課題の総合的解決と魅力あふれる地方創生の実現を目指すため、平成 27 年 10 月に「雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成 31 年度までの 5 年間、人口減少対策に重点的に取り組むこととしています。

※1まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとして平成 26 年 11 月に公布。

●まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

ま ち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひ と…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

町の財政状況は、人口減少による普通交付税や町税収入の減少、少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増加、総合計画に対応した多様な事業展開などの財政需要の拡大だけでなく、平成25年8月の大雨洪水災害への災害復旧費の財源として発行した町債等の償還がはじまるなど、歳出面においても厳しい見通しとなっています。

こうした状況のもと、持続可能な財政運営の確立と質の高い住民サービスを確保するためには、選択と集中による事業の推進と事務事業の効率化を進め、職員一人ひとりの資質向上を図る必要があります。

また、住民と行政が手を携え、「住民主役のまちづくり」を実現させるためには、住民相互や行政とが協力し合う地域自治の推進が重要であり、町は情報公開の徹底と住民参画の推進に取り組み、行財政改革をなお一層進めることが求められています。

3. さらなる行政改革の必要性

行政改革は、単に経費節減・効率化だけを目指すものではなく、住民福祉の維持と増進という地方自治本来の目的を果たし、住民から信頼される行政を実現するものでなければなりません。加えて、職員個々が責務とやりがいを持って働ける職場環境をつくるための取り組みでもありません。

本町では、その基本的な指針として、過去の行政改革の成果を踏まえ、雫石町行政改革大綱を改訂することにより、長期的視点に立ち、新たな時代に対応できる「住民主役のまちづくり」の実現と質の高い行政サービスの充実を図っていきます。

4. 行政改革大綱の位置づけ

行政改革大綱は、経費削減だけではなく新たな行政手法の創出により、住民の視点で持続可能な行政サービス基盤の確立を図るため、行政組織の見直し、事務事業の改善など行財政運営の改革に向けた取り組みの方向性を示す指針とします。

5. 行政改革大綱における基本理念

本町を取り巻く環境が大きく変化し続けている中で、次に掲げる基本方針のもとで不断の改革に取り組むことにより、真の住民目線でのサービスを最少の経費で提供し、住民の信頼と共通認識のもと、「信頼で築く住民主役のまちづくり」の実現を目指すことを基本理念とします。

行政改革基本理念
信頼で築く住民主役のまちづくりの推進

行政改革基本方針

- I 住民参画の推進と協働による行政運営
- II 住民ニーズに対応した行政サービスの提供
- III 持続可能な行財政運営の推進
- IV 時代に即した行政組織体制の構築

6. 行政改革基本方針の視点

行政改革大綱の基本理念を具体化する基本方針については、次の視点により推進していくこととします。

I 住民参画の推進と協働による行政運営

(1) 住民参画の推進と多様な住民ニーズの把握

多様な住民意見を積極的に収集するとともに、住民ニーズを的確に捉え、行政運営に反映できる仕組みを構築し、行政運営への住民参画を促進します。

(2) 地域の人材育成と活動支援

まちづくりの主役である住民やNPO組織の活動を支援するとともに、住民との連携・協力のもと、さまざまな地域課題解決に向けた取り組みを進めます。

(3) 民間活力の活用

行政サービスの質の向上と効率的な行財政運営の実現に向けて、積極的に民間の能力を活用します。

II 住民ニーズに対応した行政サービスの提供

(1) 窓口サービスの改善

住民にとって便利で身近な行政を実現するため、住民に一番身近な窓口サービスを改善し、利便性・快適性の向上を図ります。

(2) 行政情報の発信とICT活用の推進

行政情報の電子化や情報基盤の整備により、住民が必要とする情報をわかりやすく発信す

るとともに、各種手続き等の効率化を図ります。

Ⅲ 持続可能な行財政運営の推進

(1) 財政基盤の強化と財政健全化

新たな自主財源の確保や受益者負担の原則に立った使用料・手数料の見直しを定期的に検討し、長期的視点により計画的な財政運営を行います。

(2) 公有資産の管理運用による経営合理化

公有資産の計画的な管理運営を行い、行政経営の合理化を図ります。

(3) 事務事業及び業務プロセスの効率化

政策評価制度^{※2}の有効活用による事務事業の「選択と集中」を徹底し、優先度の高い重要な施策を中心に進めるとともに、事務処理の効率化を図ります。

Ⅳ 時代に即した行政組織体制の構築

(1) 人材育成による行政組織体制の強化

「雫石町人材マネジメントプラン^{※3}」が示す自治体職員のあるべき姿の実現を目指し、職員の意識改革を進め、人材の育成に取り組むとともに、柔軟で機能的な組織体制の整備や適正な定員管理を図ります。

(2) 組織の内部統制と風土改革

職員一人ひとりが幅広い視野と発想をもち、職場内の意思疎通・情報共有を徹底するとともに、意欲的に業務に取り組むことができる組織風土の実現を目指します。

※2政策評価制度

より効果的・効率的で住民にわかりやすい町政の経営を目指すために、実施した施策や事業が住民にとって有益となっているか、予定したとおりの成果があがっているか等の視点から、客観的に評価・検証を行うための制度。

※3「雫石町人材マネジメントプラン」

時代や環境の変化、様々な課題に対処するための能力を身につけた人材育成と職員の意識や資質の改革・向上を図るため、平成 17 年度に町が策定した指針。求められる職員像や能力のほか、人事管理等について明確化し、現在は平成 27 年度から 31 年度までの第三次計画を実施している。

7. 行政改革推進に向けて

◆大綱の公表と周知

行政改革の推進には、住民と行政が、その必要性や取り組みの内容を共に理解し、協力関係を築いていくことが必要です。このため、本大綱の公表と周知に努めます。

◆実施計画の策定

本大綱で定めた基本方針に基づき、実施計画を策定し、全庁で取り組んでいきます。

◆推進体制

さらなる行政改革の推進を図るため、実施計画については、行政改革推進本部において進行管理し、行政改革推進委員会に報告するとともに、町のホームページ等においても住民にわかりやすく公表していきます。

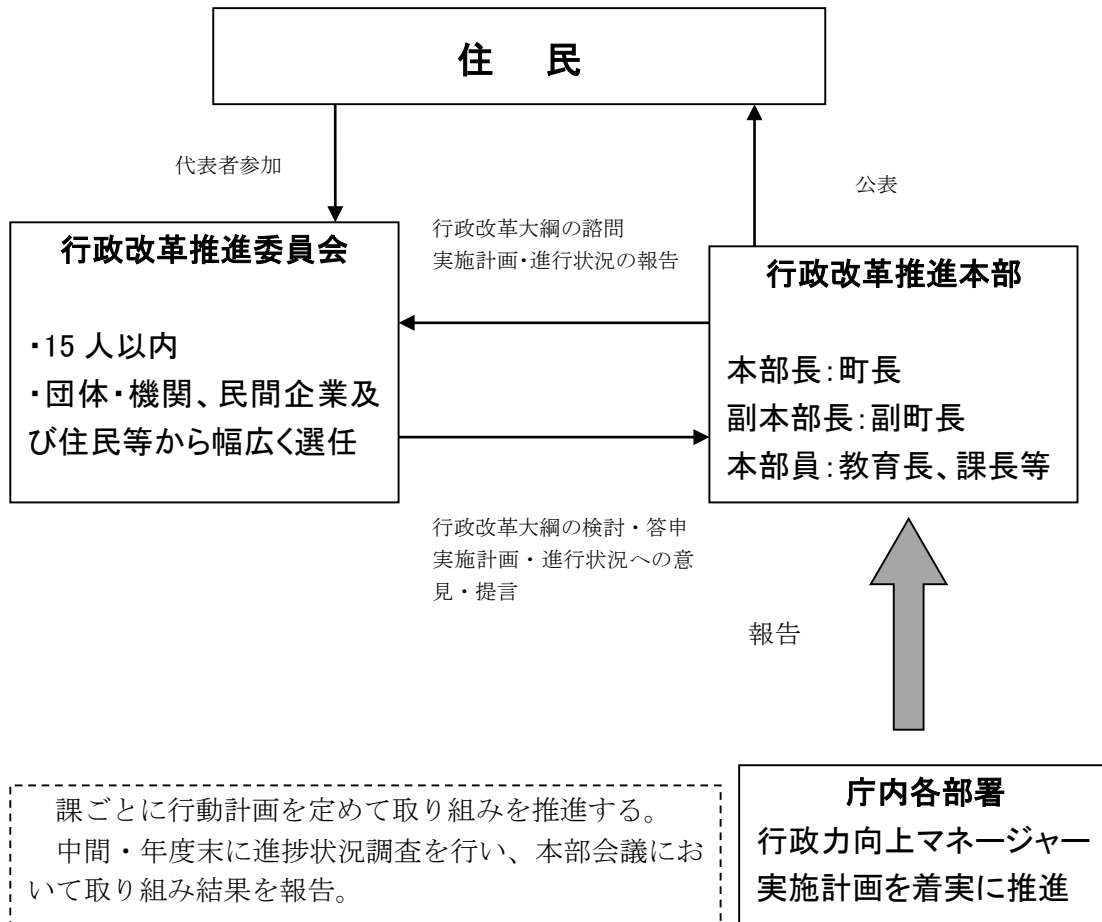
また、行政改革大綱及び実施計画に基づいた取り組みを個々の職員が理解し、積極的に実施できるようにするため、行政改革実施計画の取組項目の中から、部署ごとに具体的に進めていく取り組みを検討し、実施していきます。

さらに、幅広い視野と発想をもち、意欲的に取り組む「職員の意識改革」を進めるため、行政改革の所管課において庁内職員の横断的なチームの編成やオフサイトミーティング※4等を開催し、職員から行政改革推進本部会議に対し、行政改革及び職場改善の提案ができる体制を整備します。

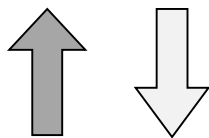
※4オフサイトミーティング

立場や肩書をはずして、気軽にまじめな話をするにより、職場内にある課題・問題等を顕在化させ、その解決に向け、組織全体で取り組む手法のひとつ。

《推進体制のイメージ》



行政改革推進本部会議等



**庁内チーム
オフサイトミーティング**

庁内職員の横断的なチームの編成やオフサイトミーティング等を開催。
職員から行政改革推進本部会議に対し、行政改革の提案ができる体制を整備。